

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和8年1月20日
西東京農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客様の大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

1 対象となるお客様

原則、過去3年以上、JA貯金口座でのお取引がない70歳以上の個人のお客さま

2 利用制限について

上記1.に該当するお客様は、JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」を10万円に制限させていただきます。

3 利用制限の開始日

令和8年2月19日（木）

4 その他

対象となったお客様で、利用制限を希望されないお客様は、手続が必要となりますのでお取引のある支店窓口までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ

本店営業課 0428-22-2175
東青梅支店 0428-22-2108
新町支店 0428-31-6108
古里支店 0428-85-2011

調布支店 0428-22-0151
小曾木支店 0428-74-5337
吉野支店 0428-76-0231
二俣尾支店 0428-78-8556